

A circular arrangement of stylized, colorful illustrations of people of various ages and ethnicities holding hands. The background is a light green and white checkered pattern. The people are drawn in a simple, friendly style with large eyes and simple features. The colors of their clothing and hair are diverse, including blues, greens, oranges, reds, and pinks.

三島市 子ども・子育て 支援事業計画

概要版

平成27年3月
三島市

1 計画策定の目的

子どもは社会の希望であり、すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びや感動を実感することのできる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題です。

子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するため、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の見直し・改正などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」では、子どもの最善の利益を実現する社会を目指すことを前提に、子育て支援に関する制度や財源を一元化した新しい仕組みを構築し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て支援制度の下で、教育・保育、地域の子育て支援の充実を図るため、「三島市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の性格と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」として、これまで取り組みを進めてきた「三島市次世代育成計画」を引き継ぐ計画として位置付けます。

また、三島市の幼児教育振興の10年間を見通した「三島市幼児教育振興プログラム」（平成17年3月策定）についても、平成27年度から本計画に引き継いでいきます。

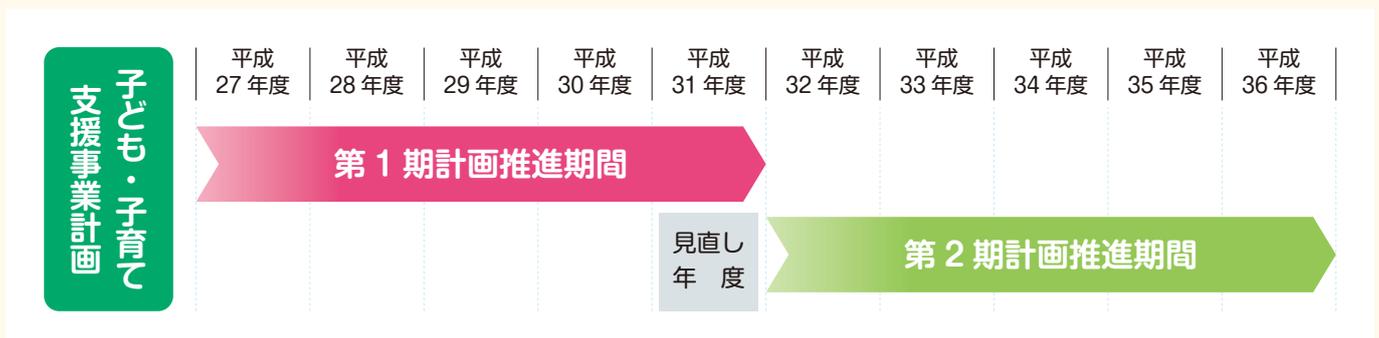
併せて、三島市の最上位計画である「三島市総合計画」や「三島市地域福祉計画」などの関連計画との整合性を図ることとします。



3 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間で第1期として推進します。

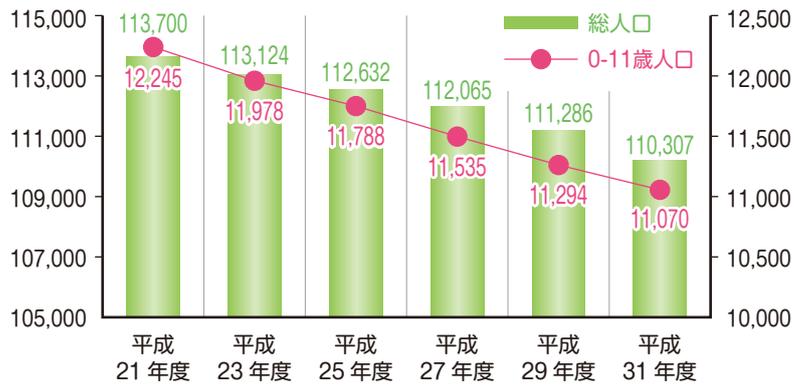
なお、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。



4 三島市の現状と課題

(1) 総人口及び児童人口の推移

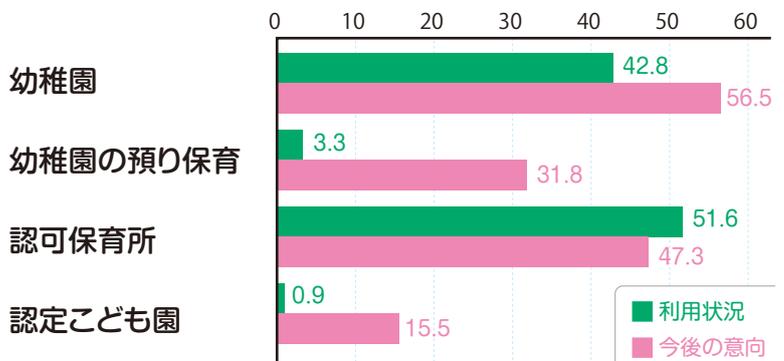
総人口は、平成 21 年以降、減少傾向です。0～11 歳の人口も同様の傾向で、平成 21 年の 12,245 人から平成 31 年には 11,070 人と、10 年間で 1,100 人あまり減少していくと推測されます。



(2) 教育・保育施設サービスの充実

保育園の入園者数は、公立・私立ともに定員を上回っています。アンケート調査結果では、教育・保育の今後の利用意向として、認可保育所や幼稚園の回答が多く、ニーズが高いことが分かります。

【教育・保育の利用状況と今後の利用意向】

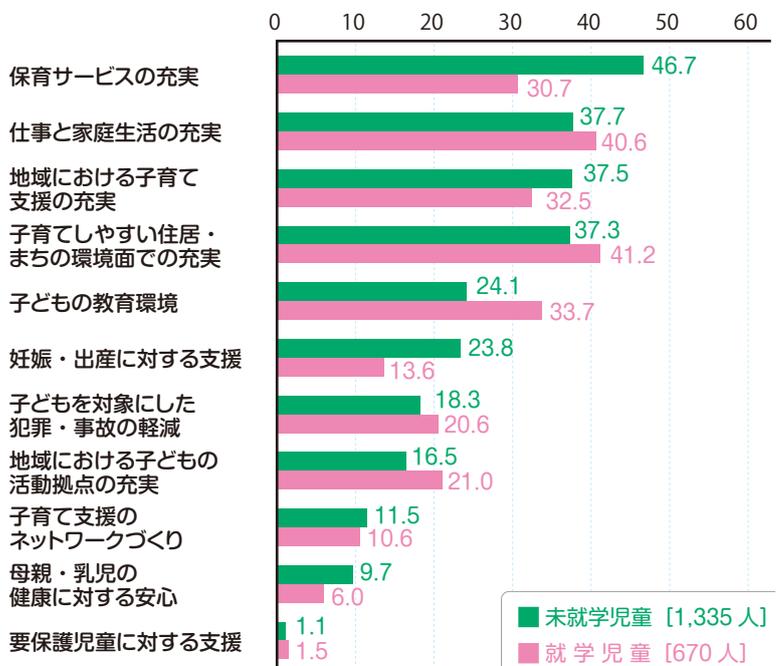


(3) 少子化対策

三島市の合計特殊出生率は 1.47 と、人口を維持すると言われる 2.08 には遠く及ばない状況です。子育てをする上で必要な支援は、「保育サービスの充実」や「仕事と家庭生活の充実」、「地域における子育て支援の充実」などが高くなっています。



【子育てをする上で必要な支援】



現存施設の認定こども園への移行も視野に入れながら、利用者ニーズを満たす定員の確保に努めるとともに、質も高めていく必要があります。また、子どもを産み育てる上で弊害となっている課題に対し、関係機関と連携を図りながら取り組みを進めるとともに、地域社会全体での子育てを応援する意識の醸成が必要です。

5 計画の基本理念



子ども親も ともに育つ 笑顔あふれる 三島大家族

三島の子どもたちが、ふるさと三島を誇りに感じ、三島出身であることを堂々と胸を張って言える大人に育つよう、私たちが一つの大きな家族となって、笑顔をもって、三島に生きる子どもと親たちの、その育ちを支えます。

6 計画の基本目標

子どもの健やかな育ちを応援します



未来を担う子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

家族が安心して子育てできる環境を整えます



子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、子育てに夢や希望をもてるような環境づくりを目指します。

地域の力で子育てを支えます



家庭、学校、職場、地域の人たちなど、地域全体で子育てを支える社会を目指します。

基本目標を達成するため、下記の施策を推進します。

1

幼児期の学校教育・保育

2

地域における子育ての支援

3

幼児期の学校教育・保育の
一体的提供の推進

4

産後の休業および育児休業後
における特定教育・保育施設等
の円滑な利用の確保

5

専門的な支援を要する
子どもを持つ家庭への支援

6

仕事と子育ての両立支援
(ワーク・ライフ・バランスの推進)

7

地域における切れ目ない子育て
支援の強化

8

地域の遊び場・交流の場の充実

9

経済的な支援の推進

7 事業計画

(1) 幼児期の学校教育・保育

計画期間における数値目標を設定しました。三島市の基本的な考え方は以下のとおりです。

- 1 認定こども園化を希望する民間教育・保育施設に対し支援を行います
- 2 認可外保育施設の認可化に向けた支援を行います
- 3 特定地域型保育事業の参入業者に対し支援を行います



教育・保育の必要量は以下のとおりです。

(単位：人)

	平成 27 年度				平成 29 年度				平成 31 年度			
	1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
① ニーズ量	1,704	1,284	215	804	1,614	1,216	211	800	1,576	1,188	203	780
② 提供可能量	2,465	1,094	158	589	2,480	1,127	173	675	2,348	1,250	203	780
差 (②-①)	761	▲190	▲57	▲215	866	▲89	▲38	▲125	772	62	0	0
確保方策	平成 27 年度にニーズ量が提供可能量を上回る 2 号認定、3 号認定への保育については、私立幼稚園の認定こども園化や預かり保育の拡大、特定地域型保育事業の参入、新規・既存施設の施設整備等により、提供可能量の確保を図るとともに、公立幼稚園の認定こども園化（2 号認定の受け入れ）も視野に入れながら、不足分の解消を図っていきます。											

※ 1号・2号・3号認定とは …

認定区分	対象者	保育の必要性	対象施設
1号認定	満 3 歳以上の子どもで、教育を希望する場合	なし	幼稚園 認定こども園
2号認定	満 3 歳以上の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	あり	保育園 認定こども園 認可外保育施設
3号認定	満 3 歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	あり	保育園 認定こども園 特定地域型保育事業 認可外保育施設

(2) 地域における子育ての支援（地域子ども・子育て支援事業）

事業		事業概要	確保内容		
			H27	H29	H31
時間外保育 (延長保育) 事業		保育認定を受けた子どもに、通常の利用日および利用時間以外の日および時間において、保育園等で保育を実施します。	604 (人)	584 (人)	569 (人)
放課後児童 健全育成事業		保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童に対し、授業の終了後に適切な遊びおよび生活の場を与えて、健全な育成を図ります。	888 (人)	981 (人)	1,040 (人)
子育て短期 支援事業		保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。	264 (人日)	264 (人日)	264 (人日)
地域子育て支援 拠点事業		乳幼児およびその保護者が気軽に集い、相互の交流や育児相談を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供等を行います。	91,404 (人回)	90,432 (人回)	87,840 (人回)
一時 預かり 事業	在園児 対象	3歳から5歳の児童を対象に、通常の利用時間以外に幼稚園等で保育を行います。	32,430 (人日)	32,430 (人日)	35,190 (人日)
	在園児 対象 以外	家庭における保育が一時的に困難となった場合に、保育園、幼稚園、地域子育て支援拠点等で、一時的に子どもを預かり、必要な保育を行います。	10,240 (人日)	10,240 (人日)	10,240 (人日)
病児・病後児 保育事業		急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育等を実施します。	3,418 (人日)	3,418 (人日)	3,418 (人日)
ファミリー・サポート ・センター事業		子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	6,064 (人日)	6,064 (人日)	6,064 (人日)
利用者支援事業 (子育てコンシェルジュ事業)		身近な場所で、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の情報提供および相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。	1 (か所)	1 (か所)	1 (か所)
妊婦健康診査		妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査、必要に応じた医学的検査を実施します。最大14回まで受診できます。	870 (人)	851 (人)	821 (人)
乳児家庭 全戸訪問事業		生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	845 (人)	826 (人)	797 (人)
養育支援訪問事業		養育支援が必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、適切な養育の実施を確保します。	542 (人)	531 (人)	520 (人)

事業	事業概要
子どもを守る 地域ネットワーク 機能強化事業	要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図ります。
実費徴収に係る 補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成します。
多様な主体が本制度 に参入することを推 進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進します。

(3) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進

幼児期の学校教育・保育は、その後の学校教育の基盤を培うたいへん重要なものであることから、幼稚園、保育園、認定こども園は、幼児期の学校教育・保育の充実を図るとともに、小学校と連携し、円滑な小学校教育へつながるよう努めていきます。

また、認定こども園については、地域の実情に応じた整備が促進されるよう支援を行うとともに、人材の確保・育成に向け、資格取得への支援、専門性および資質向上のための幼稚園教諭・保育士・保育教諭による合同研修の拡充等を図ります。

(4) 産後の休業および育児休業後における 特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に幼稚園、保育園、認定こども園または地域型保育事業等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等に努めます。

また、計画的に幼稚園、保育園、認定こども園または地域型保育事業の整備を行います

(5) 専門的な支援を要する子どもを持つ家庭への支援

育児不安や悩みの軽減と児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の促進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実、外国人児童に対する支援等について、県が行う施策と連携を図りながら、三島市の実情に応じた施策を推進します。

(6) 仕事と子育ての両立支援（ワーク・ライフ・バランスの推進）

子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるには、家族内での協力、子ども・子育て支援施策の充実のみならず、地域や企業の理解や支援も必要不可欠です。出産前後や育児中であっても女性がいきいきと働けるよう、また、男性も積極的に子育てに参加できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。



(7) 地域における切れ目ない子育て支援の強化

妊娠から出産、子育て期までの「切れ目ない支援」を強化し、安心して子どもを産み、育てることができる仕組みを構築することにより、地域の子育て力を高めていきます。

(8) 地域の遊び場・交流の場の充実

子どもたちが心身ともにたくましく、豊かな人間性を身につけられるよう、また親子どうしの交流の場の確保など、子どもが集まる場所および機会の充実に努めます。

(9) 経済的な支援の推進

妊娠・出産から乳幼児期、児童期を経て子どもが成長していく過程において、教育、保育、医療など子育てに関する費用は大きく掛かるものです。子育て家庭の経済的負担の軽減を目的とする各種手当等について適正に対応し、推進します。

8 計画の推進に向けて

(1) 計画の進捗状況の把握

毎年度、関係各課や関係機関・団体と連携を図り、計画の基本目標の達成に向けて進行状況の把握、点検を行います。

また、三島市子ども・子育て会議において計画の進捗状況およびその評価を実施するとともに、必要に応じて本計画の施策の見直し・改善を図り、継続的なPDCAサイクルの確立につながるよう推進します。



(2) 子ども・子育て支援にあたっての関係者の連携および協働

市と、地域・関係機関・関係団体等が適切な役割分担のもと連携および協働し、地域の実情に応じた取り組みを進め、地域ぐるみでの子育て・子育ての推進を図ります。

また、子育て支援施策は、児童手当等、国や県の制度に基づくものも多いことから、国・県と連携し、各種施策の充実や要望を行っていきます。

三島市子ども・子育て支援事業計画 <概要版>

発行 平成 27 年 3 月

編集 三島市社会福祉部子育て支援課
〒411-8666 三島市北田町 4 番 47 号
TEL 055-983-2712
FAX 055-983-2709

E-mail kosodateka@city.mishima.shizuoka.jp

URL <http://www.city.mishima.shizuoka.jp/>